

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1334

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (給料表の適用範囲) 第3条 (略) 2 教職員給与条例別表第2の備考2の人事委員会規則で定める職員は、高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職にある者とし、同条例別表第3の備考2の人事委員会規則で定める職員は、小学校、中学校又は義務教育学校の教頭の職にある者とする。 | (給料表の適用範囲) 第3条 (略) 2 教職員給与条例別表第2の備考2の <u>4級</u> である職員で人事委員会規則で定めるものは高等学校又は特別支援学校の校長の職にある者とし、3級である職員で人事委員会規則で定めるものは高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職にある者とする。 3 教職員給与条例別表第3の備考2の <u>4級</u> である職員で人事委員会規則で定めるものは小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職にある者とし、3級である職員で人事委員会規則で定めるものは小学校、中学校又は義務教育学校の教頭の職にある者とする。 |
| (宿日直手当) 第29条 (略) 2 勤務時間規則第6条第1項第1号に掲げる勤務について、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> （その勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額）を宿日直手当の額とする場合においては、給与条例第18条第1項等に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。 | (宿日直手当) 第29条 (略) 2 勤務時間規則第6条第1項第1号に掲げる勤務について、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> （その勤務時間が5時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額）を宿日直手当の額とする場合においては、給与条例第18条第1項等に規定する人事委員会の承認を得たものとみなす。 |
| 3 (略) | 3 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第29条第2項の規定は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正及び同項の次に1項を加える改正は、令和8年1月1日から施行する。